

地方独立行政法人制度の改革に関する研究会（第3回）

議 事 次 第

平成27年6月25日（木）  
10:00～12:00  
総務省 10階共用会議室2

（議事次第）

1. 開会
2. 国の独立行政法人制度改正を踏まえた対応について
3. 公立大学法人に関する地方自治体からの要望について
4. 閉会

（配付資料）

- 資料1：公立大学法人の評価制度について  
資料2：公立大学の力を活かした地域活性化研究会について  
資料3：公立大学法人制度に係る要望事項について（現行制度）  
資料4：地独法改正の要望について

## 公立大学法人の評価制度について

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 奥谷 恭子

2015年6月25日



# 公立大学法人においては、法人評価と認証評価の2つの評価制度があります

## 公立大学法人における法人評価と認証評価

	地方独立行政法人法による評価制度	学校教育法による教育認証評価制度
内容	業務の実績に係る評価(ただし、教育及び研究の状況については認証評価機関の評価を踏まえる)	教育研究等の総合的な状況に係る評価
評価者	地方独立行政法人評価委員会 (各設立団体が設置)	認証評価機関(注1)
評価対象 期間	中期目標ごとの評価:6年 事業年度ごとの評価:1年	7年以内

(注1)公立大学法人では、(独)大学評価・学位授与機構、(公財)大学基準協会、(公財)日本高等教育評価機構のいずれかによる評価を受審されています。

両評価制度の評価基準が相違すること等から、両評価制度への対応の事務負担が大きいと感じる公立大学法人の声を多く聞きます・・・

しかし、両制度のさらなる活用を図っている公立大学法人もあります  
(次頁以降参照)

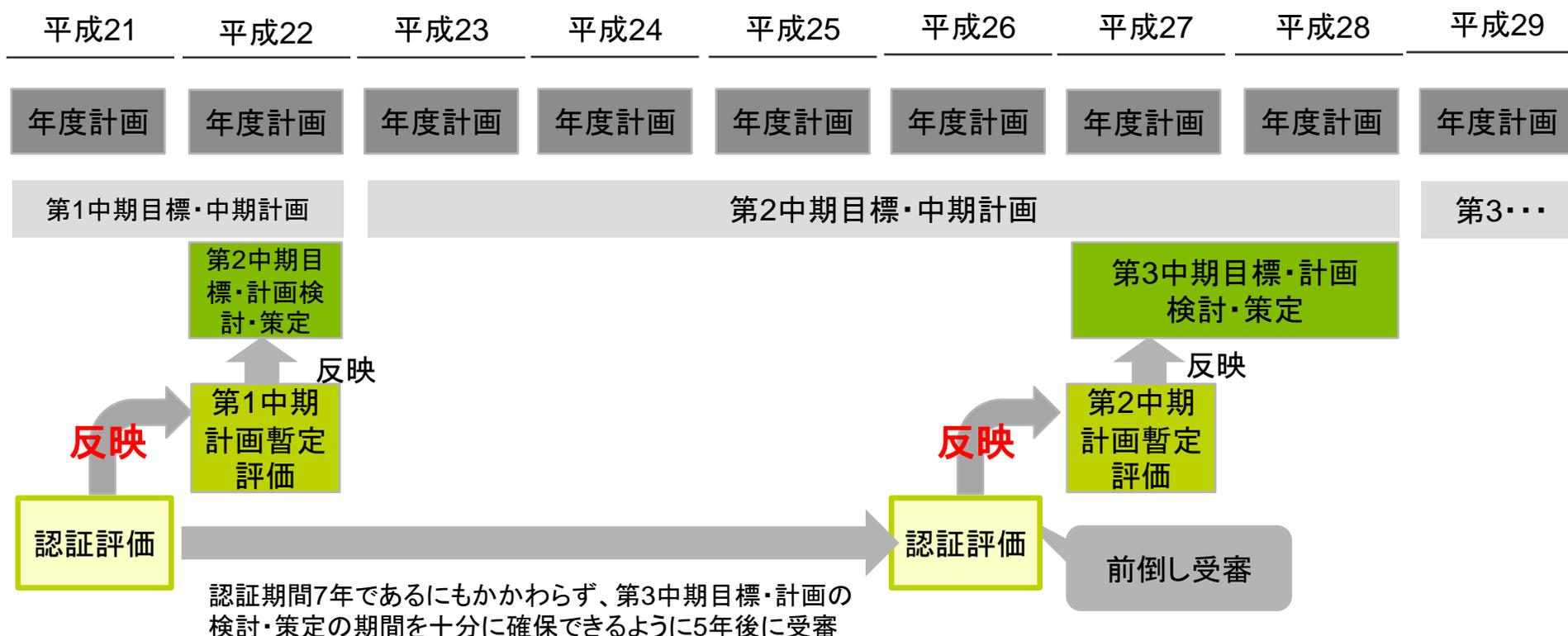
# 両評価制度の実施時期を工夫することで有機的な連携を図っている 公立大学法人が見られます

## 事例①

①認証評価受審を中期目標・中期計画策定直前に実施

公立大学法人山口県立大学、長崎県公立大学法人、公立大学法人首都大学東京、公立大学法人名桜大学 他

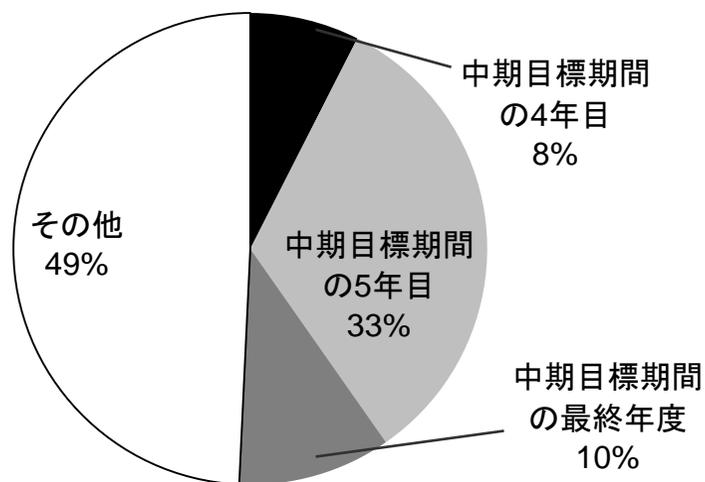
<例1>長崎県公立大学法人・・・中期目標・計画策定の2年前に認証評価を受審。



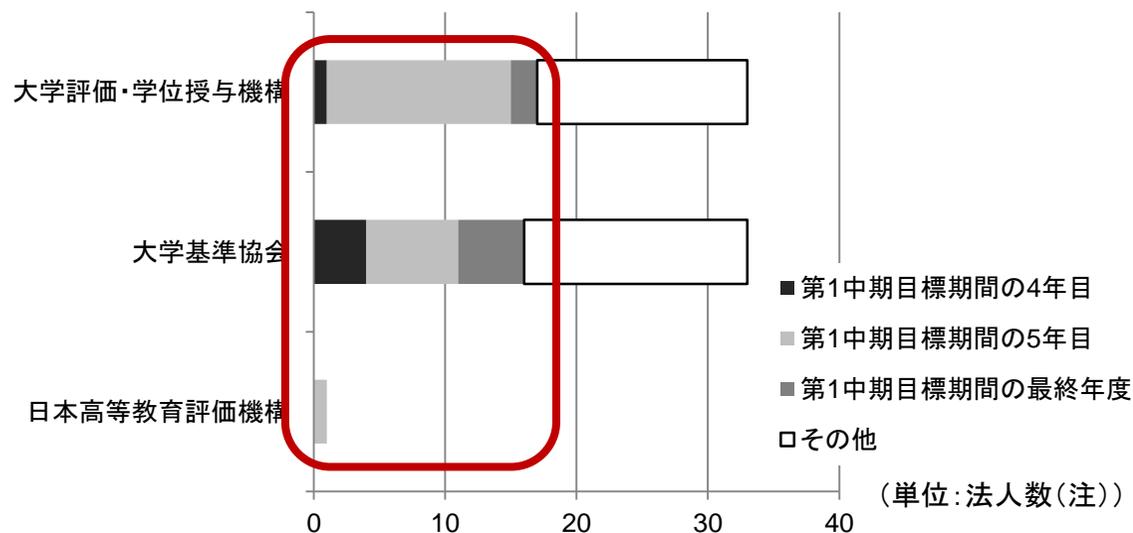
# (参考) 中期目標期間の4～6年目に認証評価を受審している公立大学法人が約半数あります

## 全国の認証評価受審年度と中期目標期間の関係

認証評価 受審年度の状況



認証機関別の受審年度の状況



(注) 平成26年4月時点の公立大学法人66法人に対して各大学法人ウェブサイトや各認証機関ウェブサイトの情報をもとに集計した。複数の大学を運営する大学法人において各大学で受審年度が相違しているものが1大学あるため、合計67となっている。

# 各制度の特性を生かして、公立大学法人の魅力の発信に活用している事例もあります

## 事例②・③

②公立大学法人特有の項目を積極的に認証評価においても評価いただけるように工夫

公立大学法人名桜大学、公立大学法人  
熊本県立大学、長崎県公立大学法人 他

＜例2＞公立大学法人名桜大学・・・認証評価対象に社会連携を独自設定。

### 大学独自の基準に対する概表

#### 基準A 社会連携

A-1 社会人(地域)への多様な学習機会の提供及び生涯学習の推進

A-1-① 大学施設の地域への開放と多様な学習機会の提供及び生涯学習の推進

A-2 地域社会とともに育てる学生

A-2-① 地域貢献、地域連携、地域参画事業を柱に、地域が育てる学生

A-3 国際的教養人、グローバル人材育成のための留学制度

A-3-① 国際的教養人、グローバル人材育成のための留学制度

#### 【論評】

大学は地域社会へさまざまな形で開放されており、多様な学修機会を提供している。(以下略)

公益財団法人日本高等教育評価機構  
による「名桜大学 平成26年度 大学  
機関別認証評価 評価報告書」より

③法人評価における評価委員会委員による  
大学に関する情報発信

公立大学法人公立はこだて未来大学 他

＜例3＞公立大学法人公立はこだて未来大学

#### 【評価委員の構成】5人

函館工業高等専門学校長(教育研究学識経験者)、北海道税理士会函館支部顧問(経営学識経験者)、

函館商工会議所産学官連携促進委員会副委員長(経営学識経験者)、

北海道教育大学副学長(教育研究学識経験者)、南北海道学術振興財団評議員長(教育研究学識経験者)

# Deloitte. トーマツ.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、税理士法人 トーマツ および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

全国の公立大学が地域における教育研究機関としての役割に加えて、地域の雇用創出や若者定着といった様々な地域課題に対して果たすべき役割を議論・整理する場として、昨年9月に設置し、12月に「中間とりまとめ」を公表。

## 平成27年度検討課題

### (1) 設立団体・法人の意思疎通の向上に資する公立大学法人評価について

- ・優れた法人評価の手法について、全国で情報共有できる仕組みを検討
- ・法人評価の活用方法について、好事例の横展開の可能性や、そのための支援方策を検討

### (2) 公立大学の設置運営にかかる人材への研修等の仕組みの構築について

## ○委員名簿

(座長)	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
	清原 正義	兵庫県立大学長
	近藤 倫明	北九州市立大学長
	河治 勝彦	北海道総務部法人局大学法人室長
	渡邊 繁樹	山口県総務部長
	原 邦彰	総務省自治財政局財務調査課長
	塩見みづ枝	文部科学省高等教育局大学振興課長

### 【平成27年度研究会スケジュール】

- ・5月21日 研究会(検討課題の確認)
- ・6月19日 ワーキンググループ(第1回)  
※10月までWGで検討
- ・11~12月 研究会(取りまとめ)

# 公立大学法人制度に係る要望事項について (現行制度)

# 公立大学法人制度に係る要望事項について

公立大学法人制度については、構造改革特区の提案などにおいて、以下の点について制度改正要望が寄せられていることから、制度改正の適否について検討することが必要。

## 要望事項

- 公立大学法人による出資について
- 公立大学法人が行う長期借入について
- 公立大学法人の余裕金の運用方法について
- 公立大学法人における附属学校の設置について

# 公立大学法人による出資について①

## 現行制度(地方)

- 地方独立行政法人法においては、公立大学法人の業務は、「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」及び「これらの業務に附帯する業務」に限定されている。
- これまでは、公立大学法人による他の法人等に対する出資については、明文の規定は置かれておらず、公立大学法人の業務に当たらないものとして、認められないと解されてきたところ。

### 【参考】地方独立行政法人法 (業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

- 一 (略)
- 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。
- 三～五 (略)
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

## 公立大学法人による出資について②

### 現行制度(国)

- 国立大学法人法においては、国立大学法人の業務として、以下が規定されており、国立大学法人による出資が明文で認められている(文部科学大臣の認可が要件)。
  - ・ 「当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者(大学等技術移転促進法第4条第1項に基づく承認を受けて特定大学技術移転事業を実施する者(承認TLO))に対し、出資を行うこと」
  - ・ 「産業競争力強化法第二十二条の規定による出資(特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けたベンチャーキャピタル等に対する出資)を行うこと」

【参考】国立大学法人法  
(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 国立大学を設置し、これを運営すること。

二～五 (略)

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 (略)

※ 国立大学法人においても、大学発ベンチャー企業等への直接出資は認められていないが、ライセンス料の対価を現金で支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等から、ライセンスの対価として、株式又は新株予約権を取得することは、そもそも出資に該当せず可能なものと解されており、文部科学省の通知でその具体的な取扱いが明らかにされている。

# 公立大学法人が行う長期借入について①

## 現行制度(地方)

- 地方独立行政法人法においては、公立大学法人が解散した場合、残余の債務は、すべて設立団体が負担することとされている。

【参考】地方独立行政法人法  
(費用の負担)

第五十五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

- そのため、地方独立行政法人は、同法において、設立団体からの長期借入を除き、長期借入及び債券発行をすることができないこととされている。
- 実務上は、施設整備など、公立大学法人が長期借入を行う必要が生じた場合には、設立団体が代わって地方債を発行し、当該公立大学法人に貸し付ける等の方法によって、対応している。
- この場合、設立団体が地方債を発行するためには、地方自治法に基づき適切に予算に計上するとともに、地方財政法に基づき協議・届出等の手続きを経る必要がある。

【参考】地方独立行政法人法  
(借入金等)

第四十一条 (略)

2~4 (略)

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

## 公立大学法人が行う長期借入について②

### 現行制度(国)

- 一方、国立大学法人法においては、主に以下の理由から、文部科学大臣の認可を受けることを前提に、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるための長期借入及び債券発行を認めている。
  - 各大学等自らのイニシアティブによる施設整備の取組への機運が高まってきたこと
  - 国の厳しい財政状況の中、施設整備を確実に実施していくため、国の財政事情に左右されない安定的な財源が必要となったこと
- ただし、長期借入・債券発行の対象となる土地の取得・施設整備等は、政令において、料金収入や処分収入により償還財源をまかないうるもの等に限定されている。
- 長期借入に当たっては、「(独)国立大学財務・経営センター」(財政融資資金からの長期借入又は同センターの債券発行による資金の借入により資金調達。)から借入を行うことが可能。

#### 【参考】国立大学法人法

(長期借入金及び債券)

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～8 (略)

# 公立大学法人の余裕金の運用方法について①

## 現行制度(地方)

- 地方独立行政法人の余裕金の運用の対象となる有価証券は、地方独立行政法人の業務の財源が公金である運営費交付金であることに鑑みて、業務を安定的に運営することの要請が強く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することは不適切であることから、限定的に定められている。

【参考】地方独立行政法人法  
(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託

【参考】地方独立行政法人法施行規則  
(有価証券)

第二条 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次に掲げる金融機関が発行する債券とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信金中央金庫
- 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 四 農林中央金庫

- なお、地方公共団体の歳計現金については、地方自治法で「最も確実かつ有利な方法」によりこれを保管しなければならないとされている。

【参考】地方自治法  
(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2・3 (略)

# 公立大学法人の余裕金の運用方法について②

## 現行制度(国)

- 国立大学法人については、地方独立行政法人法と同様、余裕金の運用の対象となる有価証券が国債、地方債及び政府保証債のほか、主務大臣が指定するものに限定されている。
- 一方で、各国立大学法人の自助努力を促し、経営基盤の強化を図る観点から、文部科学省の告示においては、特別の法律により法人の発行する債券、金融債、社債等が指定されており、安全資産の範囲内で、より幅広い有価証券が対象とされている。

### 【参考】独立行政法人通則法

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

【参考】国立大学法人等の業務上の余裕金を運用することができる有価証券を指定する件(平成二十年文部科学省告示第三十二号)

国立大学法人等(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)に係る同法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、次のとおりとする。

- 一 特別の法律により法人の発行する債券
- 二 金融債
- 三 社債
- 四 貸付信託の受益証券
- 五 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの

※ 株式会社商工組合中央金庫、信金中央金庫、長期信用銀行又は農林中央金庫が発行する債券は、金融債に該当。

# 公立大学法人における附属学校の設置について

## 現行制度

- 地方独立行政法人法制定時には、公立大学法人による附属学校の設置については、学校教育法上の観点から、以下のような課題があり、整理がつかないところ。

### 【主な課題点】

- 教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の問題
- 人事上の問題

- そのため、学校教育法においては、附則第5条で、公立大学法人は、当分の間、大学、高等専門学校以外の学校を設置することはできないこととしている。

### 【参考】学校教育法

#### 附 則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

- なお、制定当初は、公立大学法人が高等専門学校を設置することも認められていなかったが、東京都からの要望を受け、平成19年に、地方独立行政法人法や学校教育法を改正し、高等専門学校についても、公立大学法人が設置できることとされた。

- 一方、国立大学法人法においては、文部科学省令で規定することにより、附属学校を設置することが認められている。

### 【参考】国立大学法人法

#### (大学附属の学校)

第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

# 地独法改正の要望について

平成27年6月25日  
公立大学法人 大阪市立大学

# 1 大学統合について

- 今後、さらなるグローバル人材の育成が期待され、ますます国内外の大学間競争の厳しさが増す中、大阪の発展を牽引する次世代の公立大学として、新大学の実現をめざし、大阪府立大学と検討を進めているところである。
- 両大学の統合により、文系から理系・医学・獣医学分野までを持ち、総合性があり突出した規模を持つ公立大学が誕生する。両大学の有するリソースを最大限に活かすことにより、教育力、研究力及び地域貢献力の向上が図られ、新たな公立大学のモデルとして、大阪の発展を牽引することができる。

◆統合によるシナジー効果により、様々な大学ランキングでさらに上位をめざすことができる。

## シナジー効果

### 教育力

○多彩な分野を網羅し高い学術性と広い学際性を併せ持つ、公立大学では類を見ない総合大学が誕生することにより、多様な人材が育成できる。

### 研究力

○両大学のこれまでの研究領域を統合することにより、領域の強化や広がりとともにこれまで以上に領域の垣根を越えた融合研究が展開できる。

### 地域貢献力

○教育力及び研究力の向上・拡大を通じて、大阪のシンクタンク機能や、地域課題解決力の強化が図られる。

## 両大学

	両大学	備考
学生数	約16,000名	公立大学では突出した規模 神戸大学に匹敵
教員数	約1,400名	

	両大学	備考
外部資金総額	約81億円	平成25年度実績

	両大学	備考
科研費	約800件	全国16位 平成25年度文科省調査
共同研究	約450件	全国10位 平成24年度文科省調査
受託研究	約350件	全国12位 平成24年度文科省調査

# 大学統合の効果

●統合による教員資源の活用により、教育、研究のさらなる向上が図られ、それらが地域貢献の向上につながる好循環が期待できる。

- 基幹教育・カリキュラムの充実、副専攻拡充
- きめ細かい教育
- 優秀な若手研究者の育成
- 課題解決型人材の育成

世界で活躍するグローバル人材の育成

教育力の向上

教育

教員

地域貢献

研究

教員資源の活用

- 研究分野の層の厚み
- 重点・複合研究の充実
- 外部資金の獲得向上
- 若手研究者の集積

研究力の向上

世界の発展をリードする先端研究の推進

大学プレゼンスの向上

地域貢献力の向上

- 産学官金連携の充実
- シンクタンク・生涯学習拠点力の強化

- 地域の課題解決を牽引する人材の育成

# 新大学がめざすもの

## 新大学の理念：大阪の発展を牽引する『知の拠点』

### 教 育

＜大阪を牽引するグローバル人材の育成を行う＞

- 複雑・多様化し、急速に変化する社会に対応し、世界で活躍できる柔軟な構想力と行動力を備えた人材を育成する。
- カリキュラムの多様性や総合性の拡大を図り、基幹教育（全学共通教育）の充実を図る。

### 研 究

＜先端研究、異分野融合研究に重点的に取り組む＞

- 大阪が強い分野（グリーン関連、ライフサイエンス関連等）の先端研究、異分野融合研究を重点的に取り組む。また、大型プロジェクト研究に取り組む。
- 企業、他大学、試験研究機関、自治体と連携し、イノベーション創出拠点の形成をめざす。

### 世界に展開する高度研究型大学

- 地域貢献を最大の使命とする公立大学において、地域から世界を展望する視点を重視した国際通用性のある教育研究を推進する。

### 地域貢献

＜大阪の課題に積極的に取り組む＞

- 地域に軸足を置き、地域課題を解決する教育プログラムの実施など、地域で活躍する人材の育成を強化する。
- 行政へ積極的な提言を行い、大阪のシンクタンクとして地域活性化のプロデュース機能を担う。
- 高等教育機関としての機能を積極的に開放し、生涯教育の「学びの場」を提供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を展開し、大阪を支える社会人の専門力を強化する。

## 2 公立大学として発展していくために

### ☆ 大阪の発展を牽引する次世代の公立大学

- 国の施策の最重点課題として地域活性化の推進が行われている中、地方創生に果たしうる公立大学の役割が注目されている。また、大阪の公立大学として都市大阪の国際化の進展に寄与していく役割も求められており、新大学として教育・研究・地域貢献のあらゆる面で発展していく必要がある。

#### グローバルキャンパスの設置

- 大阪の都心部に、国内外に開かれたグローバルキャンパスを展開し、世界へつながる交流ネットワークを広げる。
- 大学が少ない大阪の都心部に、国内外の若者や研究者が集い交流する拠点が誕生することにより、大阪の活性化に寄与する。



想定規模  
2万㎡～4万㎡

これまでに類を見ない新しい公立大学が誕生

しかし、公立大学には国立大学にはない地独法上の制約がある

公立大学のポテンシャルを発揮するためには、この制約の解消が必要(出資ができない、長期借入れができない 等)

★法人化の意義として、迅速かつ柔軟な意思決定と事業実施ができることが挙げられるが、現状では公立大学として財政面でのメリットが活かしきれない。

★法改正が実現すれば、そのメリットを最大限活かすことができ、公立大学がより発展し、大阪の発展を牽引することができる。

### 3 公立大学法人による大学発ベンチャー企業への出資について

#### 公立大学法人としてのベンチャー支援

##### 国立大学法人のベンチャー支援の状況

- 承認TLOなどへの出資等を通じて、ベンチャーへの技術移転等が可能。
  - ・大学等技術移転促進法(H10)、国立大学法人法
- 大学が出資した投資事業有限責任組合(LPS)を通じて、ベンチャーへの出資が可能。
  - ・産業競争力強化法(H26)

※ライセンス等の対価として株式取得可能  
・文科省17年通知

##### 公立大学法人のベンチャー支援の状況

○現状では、法律上、出資は不可。

- ・地方独立行政法人法により「業務の範囲」が「大学の設置及び管理」及び「これらの業務に附随する業務」に限定。
- ・公立大学法人による出資は規定がない。  
⇒公立大学法人の業務に当たらないものとして、出資は認められないと解釈されてきた。

※明文文化された規定なし 取扱不明確

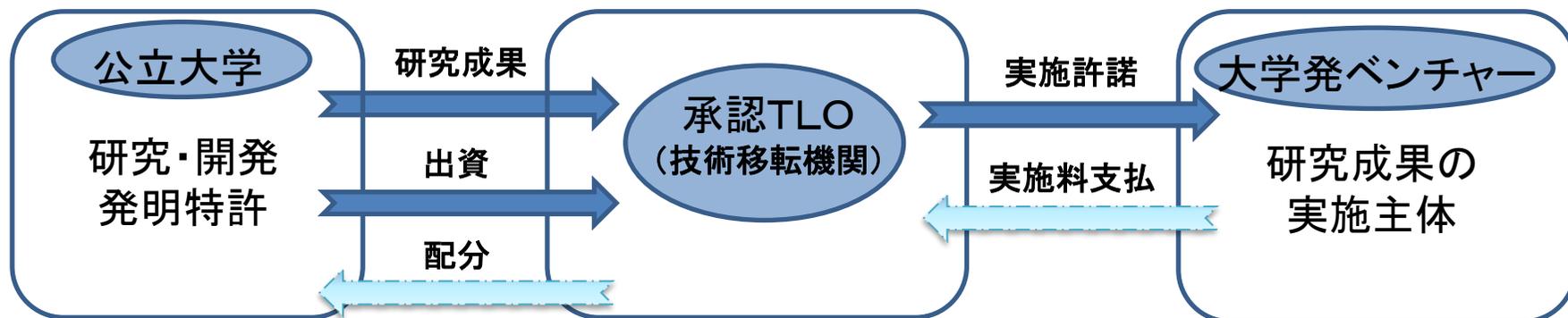
- ・大学での研究成果をベンチャー企業を通して実用化することにより、それを社会に還元する際に、現状では公立大学は積極的な支援ができない。  
(国立大学に比べ、公立大学は積極的な社会貢献ができない)
- ・地方創生の為、地域の大学がやれることを実現すると、地域の経済は活性化する。  
公立大学は地域経済と密着しており、効果大。

## 要望事項(1)

国立大学並みのベンチャー支援ができるようにしてほしい。

⇒ 公立大学としても国立大学と同じような社会貢献が可能となる。

- ①承認TLOなどへの出資等を通じて、ベンチャーへの技術移転等を可能にしてほしい。



- ②大学が出資した投資事業有限責任組合(LPS)を通じて、ベンチャーへの出資を可能にしてほしい。

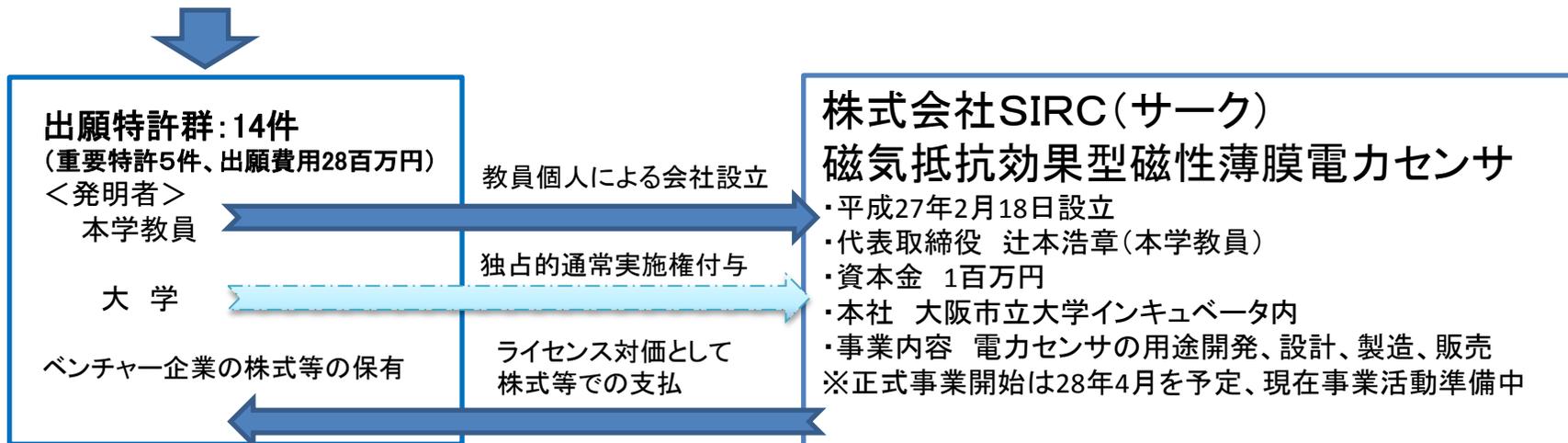


## 要望事項(2)

ライセンス等の対価としての株式取得の取扱いを明確にしてほしい。

<例>

大阪市「イノベーション創出支援補助金」・文部科学省「START事業」



大学保有の知財により  
ベンチャーを支援したい

ライセンス等を受けたい  
が現金がない

# 4 公立大学法人による民間金融機関からの長期借入について

## (1) 公立大学法人における資金調達の課題

### 国立大学法人の資金調達

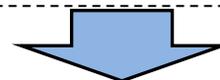
- ① 文部科学省
  - ・施設整備費補助金
- ② 国立大学財務・経営センター
  - 〔 文部科学省の施設整備費補助金の補完であり、貸付・交付先は文科大臣が定める 〕
  - ・施設費貸付
    - 附属病院整備、移転整備
  - ・施設費交付
- ③ 民間金融機関

### 公立大学法人の資金調達

- 設立団体
- ・施設整備費補助金
  - ・長期貸付

★ 国立大学財務・経営センター  
に相当する機関が無い

★ 民間金融機関から長期借入できない

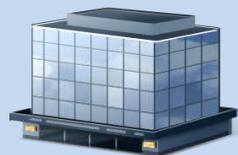


設立団体からの長期借入、施設整備費補助金は、設立団体の財政状況に左右され(大学ではなく小中高等学校、生活福祉等他業種との競争となる)、長期借入では上限額もあり、公立大学法人として必要な資金調達が十分でなく、タイムリーにできない。

国立大学と同様に民間金融機関から長期借入れできるようにしてほしい。

## (2)-1 本学における民間金融機関から長期借入を期待する事業 ～グローバルキャンパス等整備～

新大学の象徴となる  
グローバルキャンパス  
の実現



国内外の優秀な  
学生・研究者獲得

### グローバルキャンパスの土地・教育研究施設の整備費

〔 大学による一括支払い ・ 設立団体の債務負担行為による施設整備費補助金を返済財源とする。  
・ 不要土地・施設の売却益(担保)を返済財源とする。 〕

### グローバルキャンパスを実現するための国際関連宿泊施設整備費

〔 国際交流宿舎、ゲストハウスなどの宿泊料等を返済財源とする。 〕

参考 国立大学法人における民間金融機関からの借入による整備の具体例

- ・入居者からの寄宿舍料を償還財源とした  
学生寄宿舍・職員宿舎・留学生宿舎等(神戸大学、山口大学、愛媛大学、富山大学等)
- ・診療報酬を償還財源とした動物病院の整備(東京農工大学)
- ・施設使用料を償還財源としたインキュベーション施設等の整備
- ・不要土地を財源とした教育研究施設の整備(九州大学)
- ・段階的な取得よりも一括取得が有利な場合の土地取得  
返済財源は文科省からの運営費交付金(筑波大学、奈良先端科学技術大学院大学)

## (2)-2 本学における民間金融機関から長期借入を期待する事業 ～医学部附属病院医療機器整備について～

医療機器は年々高度化・高額化

新しい治療法・手技が次々と開発

大学病院の使命として、タイムリーに医療機器を導入し  
先進的・高度な医療を提供することが必要

民間金融機関からの借入を活用すれば  
大型機器を戦略的に一括導入できる。

<活用例>一括購入に適した高額かつ収益が期待できる機器

- ・放射線治療装置(リニアック)関連システム一式
- ・放射線治療ロボット(サイバーナイフ)
- ・陽子線治療装置 等

両輪として活用

設置団体からの借入れは、  
既存機器の計画的更新に活用

大学病院としての使命である

高度な教育の提供・優秀な医師の育成・

高度先進医療の提供を実現